

町田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年(2020年)8月27日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

町田市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年3月町田市条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1・2 略</p> <p><u>（危険手当に関する措置）</u></p> <p>3 <u>第6条第1項に規定する場合のうち新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）に係る業務で規則で定めるものに従事した場合の危険手当の支給については、第6条第2項中「1件」とあるのは「1日」と、「500円」とあるのは「3,000円」と読み替えて、同項の規定を適用する。</u></p> <p>4 <u>前項の規定は、令和3年1月31日までの間で規則で定める日限り、その効力を失う。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1・2 略</p>

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の町田市職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和2年2月19日から適用する。

（危険手当の内払）

2 この条例による改正前の町田市職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により危険手当を支給された職員で改正後の条例附則第3項の規定により読み替えて適用される改正後の条例の規定による危険手当の支給を受けることとなるものについては、改正前の条例の規定により支給された危険手当は、同項の規定により読み替えて適用される改正後の条例の規定による危険手当

の内払とみなす。